

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

平成 22 年 1 月 1 日	制 定
平成 27 年 3 月 26 日	一部改正
平成 29 年 1 月 10 日	一部改正
令和 元年 9 月 26 日	一部改正
令和 3 年 6 月 24 日	一部改正
令和 4 年 3 月 25 日	一部改正
令和 5 年 3 月 24 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は糸島市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬及び費用弁償)

第 2 条 会長には、報酬として月額 120,000 円を支給する。

2 常務理事には、報酬として月額 250,000 円を支給する。ただし、糸島市職員としての身分を有する常務理事には、糸島市職員の給与に関する条例（平成 22 年糸島市条例第 52 号）に基づき、職に応じて算出した時間外勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び勤勉手当を報酬として、通勤手当を旅費交通費として支給する。

3 会長及び常務理事以外の役員等には、別表のとおり報酬及び費用弁償を支給する。ただし、糸島市の常勤一般職の職にある者には支給しない。

(報酬等の支給方法)

第 3 条 前条に規定する報酬等の支給方法については職員の例による。

(改廃)

第 4 条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(委任)

第 5 条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 26 日から施行し、7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 3 日から施行し、4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	支給単位	報酬	費用弁償
理事	報酬日額	4,500 円	日額 2,000 円
監事	報酬日額	4,500 円 監査時 7,000 円	日額 2,000 円
評議員	報酬日額	4,500 円	日額 2,000 円
その他の委員	報酬日額	4,500 円	日額 2,000 円